

議案第 5 号

木古内町空き家等の適正管理に関する条例制定について

木古内町空き家等の適正管理に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成 26 年 6 月 12 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

木古内町空き家等の適正管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空き家等の適正管理に関し必要な事項を定めることにより、所有者等の責務を明らかにするとともに、管理不全な状態となった空き家等に対する措置を定め、未然に倒壊等の事故、犯罪、火災等を防止し、もって町民の安全で安心な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 町内に所在する建築物で居住者がいない状態にあるもの及びその他の工作物並びにその敷地
- (2) 管理不全な状態 次に掲げる状態をいう。
 - ア 老朽化又は台風、地震等の自然災害により、建築物その他の工作物が倒壊し、又は当該建築物その他の工作物に用いられた建築材等が飛散し、若しくは剥落すること等により、人の生命若しくは身体又は財産に被害を及ぼすおそれのある状態
 - イ 不特定の者が建築物その他の工作物若しくはその敷地に侵入することにより、犯罪、火災等が誘発されるおそれのある状態
 - ウ 害虫等が繁殖し、人の生命、身体若しくは財産又は周囲の生活環境に害を及ぼすおそれのある状態
- (3) 所有者等 空き家等を所有し、又は管理する者をいう。

(所有者等の責務)

第3条 空き家等の所有者等は、空き家等が管理不全な状態にならないよう自らの責任において適正な管理をしなければならない。

(情報提供)

第4条 町民は、空き家等が管理不全な状態であると認めるときは、町長に対し当該管理不全な状態に関する情報を提供することができる。

(実態調査)

第5条 町長は、前条の規定による情報提供があったとき、又は空き家等が管理不全な状態であると認めるときは、当該情報提供に係る空き家等又は当該適正な管理がされていない空き家等の所有者等の所在、危険な状態の程度等の調査をすることができる。

(立入調査)

第6条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に必要な場所に立ち入らせ、必要な調査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を証明する書類を携帯し、所有者等及び関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められ

たものと解釈してはならない。

(助言又は指導)

第7条 町長は、第5条に規定する実態調査により、空き家等が管理不全な状態であると認めるときは、当該空き家等の所有者に対し、空き家等の適正な管理のために必要な措置について助言し、又は指導することができる。

(勧告)

第8条 町長は、前条の規定による助言又は指導を受けた空き家等の所有者等が正当な理由なく当該助言又は指導に従わないとき、又は第5条に規定する実態調査により、当該空き家等が著しく管理不全な状態であると認めるときは、所有者等に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(措置命令)

第9条 町長は、前条の規定による勧告を受けた所有者等が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、所有者等に対し期限を定めて必要な措置を講ずるよう命令することができる。

(公表)

第10条 町長は、前条の規定による命令を受けた所有者等が正当な理由なく当該命令に基づく措置を期限までに講じないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 所有者等の氏名及び住所（法人の場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 空き家等の所在地及び種別
- (3) 命令の内容
- (4) その他町長が必要と認める事項

2 町長は、前項の規定により公表をするときは、当該公表に係る所有者等に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与えなければならない。
(緊急安全措置)

第11条 町長は、空き家等が緊急に危険を回避しなければならない場合で、所有者等が直ちに危険な状態を解消するための措置を講じることができない特別の事情があると認めるときは、所有者の同意を得て、管理不全な状態を回避するために必要な最低限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を講ずることができる。

- 2 町長は、前項に規定する緊急安全措置を講じたときは、それに要した費用を所有者等に請求するものとする。
- 3 第1項の規定により所有者等に同意を得る事項は、緊急安全措置の概要、概算費用及び所有者等の費用負担、その他必要な事項とする。
(行政代執行)

第12条 町長は、第9条の規定による命令を受けた所有者等が、当該命令を履行しない場合において、他の手段によってその履行を確保す

ることが困難であり、かつ、不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）に定めるところにより、自ら措置を行い、又は第三者にこれを行わせ、その費用を当該命令を受けた所有者等から徴収することができる。

（民事による解決との問題）

第13条 この条例の規定は、危険な状態にある空き家等にかかる問題について、民事による事態の解決を図ることを妨げない。

（関係機関との連携）

第14条 町長は、必要があると認めるときは、町の区域を管轄する警察署、消防署その他の関係機関等と連携を図るとともに協議することができる。

（専門家の意見及び助言）

第15条 町長は、必要に応じて専門家の意見及び助言を求めることができる。

（委任）

第16条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年8月1日から施行する。

議案第6号

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する協議
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更するため、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成26年6月12日提出
木古内町長 大森 伊佐緒

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「上川中部消防組合」及び「伊達・壮瞥学校給食組合」を削り、「道央廃棄物処理組合」を加える。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第7号

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更するため、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成26年6月12日提出
木古内町長 大森 伊佐緒

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合規約(平成7年3月7日市町村第1973号指令)の一部を次のように変更する。

別表第1石狩振興局(15)の項中「(15)」を「(16)」に改め、「北海道後期高齢者医療広域連合」の次に「、道央廃棄物処理組合」を加え、同表空知総合振興局(35)の項中「(35)」を「(34)」に改め、「赤平市、」を削り、同表上川総合振興局(31)の項中「(31)」を「(30)」に改め、「、上川中部消防組合」を削り、同表胆振総合振興局(13)の項中「(13)」を「(12)」に改め、「、伊達・壮瞥学校給食組合」を削る。

別表第2の1から7の項中「、赤平市」を削り、「長万部町」の次に「、鷹栖町、上川町」を加え、「、上川中部消防組合」を削り、同表9の項中「北海道後期高齢者医療広域連合」の次に「、道央廃棄物処理組合」を加え、「、上川中部消防組合」及び「、伊達・壮瞥学校給食組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

議案第8号

木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

木古内町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定により、議会の議決を求める。

平成26年6月12日提出
木古内町長 大森 伊佐緒

8 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

週休2日制の広まりや長寿社会の到来などにより、芸術・文化・スポーツ等を通じて、ゆとりと潤いのある生活や自らの生きがいを見出そうとする気運が高まっており、健康で充実した生涯を送るための体制づくりが求められている。

このような住民ニーズに応えるため、公民館を中心に各種文化団体が主体的となり多様な講座が開設されている。

木古内町は豊かな歴史と文化に育まれ、古くは縄文文化の遺跡も数多く発掘されている。さらに、戊辰戦争や咸臨丸終焉の地として特徴的な歴史を持っている。また、約180年に及ぶ伝統を持つ寒中みそぎ祭りは郷土が誇る伝統文化で、優れた有形無形の芸術文化が生み出されている。これらは、私たちが後世に伝えていかなければならない貴重な文化資産で、地域を挙げて伝承・管理する体制整備が大切なため、住民ボランティアの育成や専門知識を持つ人材確保、さらに地域産業や観光とも結びつく資料館等の施設整備が必要となっている。

住民の健康への関心の高まりとともに、スポーツに対する関心も高まっているが、人口の減少や余暇の多様化により、スポーツ人口は減少傾向にある。既存競技は体育協会を中心に各競技団体が自主的活動を行っているが、誰もが気軽に健康づくりや体力づくりができる地域独自のスポーツを創出する試みも必要となっている。スポーツ振興に向け、既存施設を住民ニーズに合わせて整備拡充するとともに、ふるさとの森周辺の社会教育施設を計画的に整備し、充実させる必要がある。また、閉校した施設を含め各学校施設の連携活用を積極的に行うことが大切になっている。

(2) その対策

住民の誰もが心身ともにゆとりある生活を送り、自らの郷土意識を高めるために、地域を挙げて各分野における人材を育成し、住民自らの手で地域の自然、歴史、文化を活かして、豊かな芸術やスポーツ文化の振興に積極的に取り組む。

- ① 芸術・文化活動の人材バンクの充実と指導機会の拡充を図り、芸術・文化に親しむ機会の提供や創造的活動の支援に努める。また、地域ボランティア等の人材を育成し、住民自らが地域の芸術や文化を開発、管理・伝承する体制づくりを推進する。
- ② 北海道立図書館等とのインターネットによるレファレンスサービスに努め、図書室の積極的な利用を推進する。
- ③ 文化財保護に努め、広く住民に周知し、文化財保護の高揚に努め、町の文化・歴史を語る建造物・文書等の記録を収集し、その活用を図る。また、町指定の文化財や郷土芸能を保存・伝承し後継者の育成を支援する。
- ④ 歴史・文化の保存のため、郷土資料館（仮称）の施設整備を図る。
- ⑤ スポーツに関する情報を積極的に提供し、ニュースポーツや軽スポーツの普及、既存スポーツの競技人口や競技力向上に努める。また、スポーツ関係団体との連携を図るとともに、既存施設を整備拡充し、住民ニーズに対応できる事業の展開に努める。
- ⑥ 姉妹都市・広域市町・学校等と連携を図り、スポーツ交流の充実・拡大に努める。

(3) 計画

次表による。

事業計画（平成22年度～27年度）

| 活性化 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 |
|-------------|---------------|-----------|------|
| 7. 地域文化の振興等 | (1) 地域文化振興施設等 | | |
| | 地域文化振興施設等 | 郷土資料館整備事業 | 木古内町 |
| | | | |